


栃木県鳥獣保護区等位置図 (令和4(2022)年度)

この図面は、鳥獣保護区等の位置を示したものです。出猟の際にはこの図面を携帯し区域が明確に判別できない時は、必ず標識を確認するとともに、地元の出猟者か、出猟関係の職員又は地元の住民にたずねて、誤りがないように出猟してください。

- 凡 例**
- 鳥獣保護区
 - 鳥獣保護区特別保護地区
 - 自然公園特別保護地区
 - 指定猟法(鉛散弾)禁止区域
 - 狩猟鳥獣捕獲禁止区域(ニホンジカ・イノシシを除く)
 - 指定猟法(鉛散弾)禁止区域(ニホンジカ・イノシシを除く)
 - 環境森林(森林管理)事務所界
 - 環境森林(森林管理)事務所所在地



自然公園特別保護地区

種別	種別	種別	種別
1 日光山・内務山	2 日光山	3 日光山	4 日光山
5 日光山	6 日光山	7 日光山	8 日光山
9 日光山	10 日光山	11 日光山	12 日光山

ニホンジカ・イノシシ狩猟期間延長区域 ●狩猟できる鳥獣の種類及び期間 (栃木県)

ニホンジカ・イノシシ捕獲に係るくくりわの直径12cm規制解除区域

種別	種別	期間
ニホンジカ(宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、藤野町、茂木町、市井町、芳賀町、塩谷町、那須町、那須郡(計20市町))	イノシシ(宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、藤野町、茂木町、市井町、芳賀町、塩谷町、那須町、那須郡(計20市町))	11月1日~3月15日 (ただし、11月1日~1月14日は、おなびのさしを目的とした鳥獣の使用不可) 毎年11月15日から 毎年2月15日まで 11月1日~3月15日 (ただし、11月1日~1月14日は、おなびのさしを目的とした鳥獣の使用不可) 毎年11月15日から 毎年2月15日まで
イノシシ(宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、藤野町、茂木町、市井町、芳賀町、塩谷町、那須町、那須郡(計20市町))	イノシシ(上記20市町以外の市町)	毎年11月16日から 毎年2月15日まで

○県内で生息が確認されていない鳥獣も含まれています。
○アマガキは毎年10月31日まで狩猟を禁止しています。

●狩猟鳥獣の捕獲数量の制限 (栃木県)

種別	種別	一日の制限羽数(頭数)
イノシシ	イノシシ	2羽以内
ヤマドリ	ヤマドリ	合計して2羽以内
コジク	コジク	5羽以内
イノシシ	イノシシ	合計して5羽以内 (ただし、捕獲場所によっては、狩猟期間を過ぎた鳥獣も合わせて、20羽以内)
キジ	キジ	10羽以内
ヤマシギ	ヤマシギ	合計して5羽以内

※ニホンジカについては、法令の改正により2022年度の猟期から捕獲数量制限が解除され、オス・メスともに数の制限なく捕獲できるようになりました。

宇都宮市における日の出、日の入時刻

区別	時刻
月 日	日の出 日の入
11 15	6:17 16:32
12 1	6:33 16:25
12 15	6:45 16:26
1 1	6:52 16:35
1 15	6:52 16:48
2 1	6:43 17:06
2 15	6:29 17:20
3 1	6:12 17:34
3 15	5:52 17:47

日の出、日の入時刻は日付、地域によって異なるので新聞等で確認の上、うし出猟して下さい。